週休２日制工事における事務手続フロー

	発注者指定型
発注段階	● 当初設計積算 （４週８休以上（月単位）の補正） 注意：経費の補正は農林土木工事（森林整備保全事業）のみ行う ※土木工事、建築関係工事、農林土木工事（農業農村整備事業）の補正は行わない ⇩ ● 入札公告及び特記仕様書に『発注者指定型』である旨を記載 ⇩ ● ○ 入札・契約
工期内	⇩ ○ 施工計画書に「休日取得計画書」を添付し、現場閉所の計画を発注者に報告 ⇩ ○ 工事現場に週休２日制工事であることを記載した掲示板を設置 ⇩ ○ やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に監督員と協議 ⇩ ○ 毎月の履行報告時において、当該月の「休日取得実施書」を提出し、発注者の確認を受ける ⇩ ○ 現場閉所実績を記入した「休日取得実施書」を提出 ⇩ ● ○ 現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件で変更契約を締結 ①４週８休以上（月単位）を達成　⇒　補正の変更なし ②４週８休以上（月単位）を未達成　⇒　補正なし 注意：経費の補正は農林土木工事（森林整備保全事業）のみ行う ※土木工事、建築関係工事、農林土木工事（農業農村整備事業）の補正は行わない ⇩ 竣工
竣工後 （必要な場合）	⇩ ● ○ 竣工後、実施する週休２日制工事に関するアンケート調査等に回答 ● ○ 受注者から実施証明書（４週８休以上(月単位又は通期））の申請があった場合、発注者は実施証明書を発行

●は発注者の手続、○は受注者の手続